

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6－② まちづくり（安心・安全）対策

(1) 総合的な交通網の施策強化

①交通基本法は国が策定中であるが、早期に法案を制定するよう国に要望すること。

（回答）

現在国が策定中の交通基本法においては、その動向を注視しながら、府として必要な対応について検討してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通道路室 都市交通課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

6-②(1)総合的な交通網の施策強化

②業種毎の事業法で運営されている交通事業の一元化と、インフラ整備も含めた総合交通システムを確立すること。特に、誰もが利用しやすく、安心して安全なインフラの整備で交通弱者をつくらないこと。

（回答）

大阪府では、21世紀における大阪の再生、発展に向け総合的な交通政策の方向性を示す「大阪府交通道路マスタープラン」を平成16年に策定しました。同マスタープランでは、公共交通と自動車交通が調和した人と環境にやさしい交通を将来像の一つに掲げ、公共交通の利便性向上を図ることとしています。

公共交通の利便性向上に際しては、既存のストックを有効活用する観点から、「乗り継ぎ利便性の改善」を取り組むべき重要課題と考えており、現在、交通事業者や国等の協力を得て、乗り継ぎ改善の計画（「公共交通シームレス計画」（仮称））策定に取り組んでいるところです。今後、この計画に基づき、乗り継ぎ利便性の改善に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通道路室 都市交通課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6－②(1)総合的な交通網の施策強化

③交通安全、公共交通利用時のマナー向上施策として、学校及び企業などと連携して啓発活動を推進すること。

（回答）

交通安全教育、広報啓発活動については、自治体、大阪府警察、関係機関等で構成する大阪府交通対策協議会において、「府民運動大綱」に基づき、「交通マナーを高めよう！」を合い言葉に、自治体・関係機関等との緊密な連携の下、各種施策を推進しているところです。

（回答部局課名）

警察本部

教育委員会 教育振興室 保健体育課